

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	保健福祉課	検索番号	20-1
法令名	愛媛県立衛生環境研究所使用料条例	根拠条項	4		
許認可等	使用料の減免等				
<p>(根拠規定)</p> <p>愛媛県立衛生環境研究所使用料条例(昭和27年4月1日条例第10号)</p> <p>(使用料の納付時期及び減免等)</p> <p>第4条 使用料は、依頼又は使用許可申請の際に全額を納めなければならない。但し、知事は、特別の事由があると認めたと者に対しては、使用料を減免し、又は後納若しくは分納させることができる。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>2 審査基準</p> <p>愛媛県立衛生研究所使用料条例第4条に規定する使用料の減免等に関する審査基準(平成8年3月18日付け地第256号保健環境部長通知)による</p> <p>(その他)</p>					